

捜査機関との共同取締り状況

- 電波利用秩序を維持しクリーンな電波利用環境を確保するため、捜査機関（警察署及び海上保安部）と共同で不法無線局の共同取締りを実施しています。令和4年度は不法無線局を開設していた14者を摘発しています。

共同取締りの回数と摘発件数の推移

